

このしおりは、完済までお手元で保管してください。

2023 年度

奨学生のしおり

看護師学校養成所 2 年課程（通信制）進学者に対する奨学金



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 **日本看護協会**

目次

1. はじめに	1
2. 貸与決定から返還までの流れ	2
3. 返還について	3
1) 返還方法	3
(1) 返還の開始時期と返還期間	3
(2) 返還計画	3
(3) 口座振替（自動口座引き落とし）による返還について	4
2) 滞納した場合	4
3) 返還状況の通知	5
4. 貸与中の手続き	5
手続き一覧表	6
1) 奨学生および連帯保証人の届出事項に変更があったとき	
2) 奨学生の就学状況に変更があったとき	
3) 返還途中で一部または全額を繰上げて返還したいとき	
4) 返還の猶予を希望するとき	
5) 連帯保証人を変更したいとき	
5. 完済	7
6. その他	7
1) 2年目貸与時の手続き（2年間貸与決定者のみ）	7
2) 貸与期間1年間の決定者が2年目の貸与を希望する場合	7
3) 資格取得の確認	7
7. 奨学金借用証書の記入について	8
1) 記入例	8
2) 記入上の注意点	9
8. 奨学金還計画書の記入について	10
1) 記入例	10
2) 返還計画の作成	11
9. 奨学金規程	14

1. はじめに

この奨学金は、貸与型（無利息）ですので、返還期間内に全額返還いただく必要があります。借入時にご自身で立てられた返還計画に基づき、返還開始後は遅滞なく返還をすすめていただきますようお願いいたします。

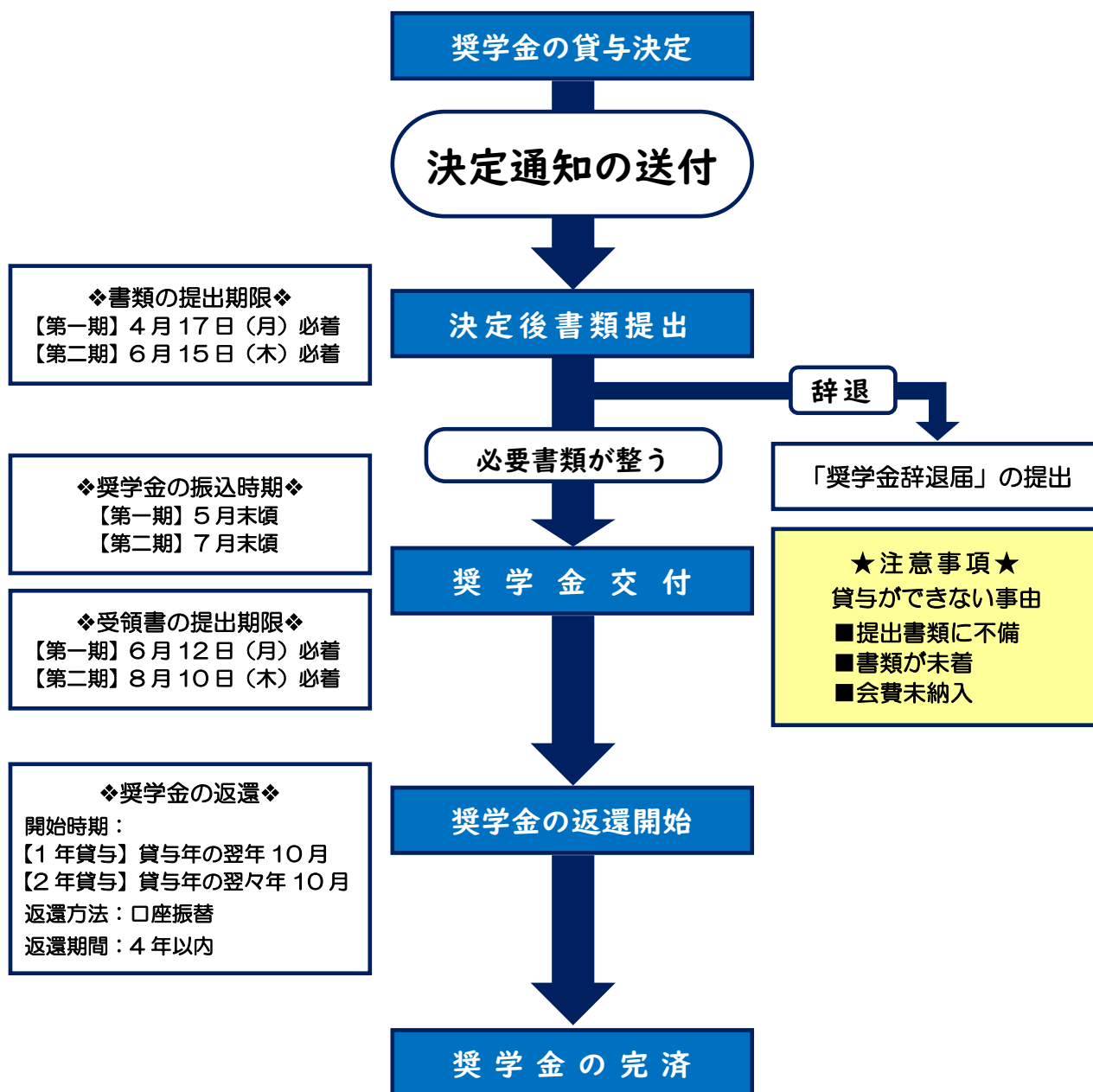
また、返還中は各種届出を忘れずをお願いいたします。

返還に関してお困りのことなどありましたら、早めにご相談ください。

皆さまがこの奨学金を受け、目標を達成されますよう、心より願っております。

2. 貸与決定から返還までの流れ

貸与が決定されてから返還完了までの大きな流れは以下の通りとなります。



3. 返還について

1) 返還方法

(1) 返還の開始時期と返還期間

最終貸与年の翌年 10 月 1 日から返還開始し、貸与金額に関わらず、最長 4 年以内に完済します。

奨学金貸与年数	返還開始	返還期間（最長）
1 年間貸与のみ	貸与年の翌年 10 月 1 日	開始から 4 年以内 (4 年後の 9 月 1 日が完済期日)
2 年間貸与	2 年目貸与年の翌年 10 月 1 日	

(2) 返還計画

※返還方法を「月賦」、「半年賦」、「月賦・半年賦併用」の 3 種類から選択し、10 頁からの「8. 奨学金返還計画書の記入について」を参照にして、返還計画を立て、返還計画書に記入してください。

① **月賦**・・・毎月均等額を返還する方法

返還回数が 48 回以内となるように、1 回あたりの返還金額を設定し、割り切れない場合は初回で端数金額を調整します。

■ひと月あたりの返還金の最低金額は、以下のとおりです。

奨学金貸与金額	毎月の最低金額	奨学金貸与金額	毎月の最低金額
36 万円	7,500 円	72 万円	15,000 円
48 万円	10,000 円	96 万円	20,000 円

② **半年賦**・・・年 2 回（2 月及び 8 月）に均等額を返還する方法（賞与払い）

返還回数が 8 回以内となるように、1 回あたりの返還金額を設定し、割り切れない場合は初回で端数金額を調整します。

■1 回あたりの返還金の最低金額は、以下のとおりです。

奨学金貸与金額	毎回の最低金額	奨学金貸与金額	毎回の最低金額
36 万円	45,000 円	72 万円	90,000 円
48 万円	60,000 円	96 万円	120,000 円

- ③ **月賦・半年賦併用**・・・①及び②の併用となるため、2月、8月は返還金額が大きくなりますのでご注意ください。

■月賦の返還回数（最長48回）と設定可能な半年賦回数は、以下のとおりです。
回数はすべて初回を含みます。

月賦回数	半年賦回数	月賦回数	半年賦回数	月賦回数	半年賦回数
1～4	0	17～22	3	35～40	6
5～10	1	23～28	4	41～45	7
11～16	2	29～34	5	46～48	8

例：「月賦回数」を44回に設定した場合、半年賦回数は7回以下に設定する必要があります。

(3) 口座振替（自動口座引き落とし）による返還について

本奨学金の返還は、口座振替に限定しており、奨学生の指定する返還口座より、毎月1日に口座振替にて返還いただきます。

① 「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」の提出

- 返還開始年の6月ごろに、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」をご自宅に送付しますので、期限までに返送してください。
- 口座振替の手続きは、代金回収受託会社であるみずほファクター株式会社を通じて処理をいたします。
- 指定口座は毎月一定の残高を確保でき、奨学金の返還に支障のない口座を選択してください。
- **毎月1日（土日祝日の場合、金融機関の翌営業日）の振替日に残高不足にならないよう、前月末までに指定口座に資金のご準備をお願いします。**
- 返還途中で口座を変更されたい場合は、奨学金事務局までご連絡ください。

② 本会から別途返還方法を通知した場合は、その方法により返還いただきます。

2) 滞納した場合

滞納状況を文書で通知するほか、お電話でご連絡します。電話連絡は、奨学生ご本人や連帯保証人に対し行い、勤務先も対象とします。

滞納が長期にわたった場合は、残額の一括返還請求を行うとともに、本会が必要と判断した場合には法的措置（支払督促申立て）をお取りしますので、十分ご注意ください。
返還に関しお困りの事がありましたら、早めに裏表紙「お問い合わせ先」までご相談ください。

(1) 滞納1か月目

当月1日の返還状況を受け、電話連絡と併せ通知をご自宅にお送りしますので、その内容に従って返還してください。

(2) 連続して滞納した場合

奨学生ご本人に加え、連帯保証人にも通知および電話連絡をします。個人の携帯電話等で連絡がとれない場合、勤務先にもご連絡する場合があります。

(3) 滞納期間が長期にわたった場合

- ・残額を一括請求します。
- ・連絡がとれない場合など、本会が必要と判断した場合には、奨学生および連帯保証人に対し法的措置（支払督促申立て）をとります。
- ・延滞金を徴収する場合があります。

3) 返還状況の通知

原則として返還中は、毎年1回9月頃に、奨学生宛に返還残額・返還予定などを記した「奨学金返還状況通知書」を送付します。

4. 貸与中の手続き

貸与中に発生する主な手続きについて、「手続き一覧」を参照してください。各「提出書類」は、本会公式ホームページに最新版を掲載（一部を除く）していますので、各自印刷して記入及び必要なものは押印のうえ、郵送にて提出してください。印刷ができない場合は、ご自宅に送付しますのでご連絡ください。

住所変更や電話番号、勤務先の変更は必ずご連絡ください！

住所変更の届出が無い場合、奨学金事務局より送付するお知らせが届かずに不利益を受ける場合があります。連帯保証人についても同様です。

★公式ホームページ URL★

<https://www.nurse.or.jp/>



★その他の手続きについては、14頁掲載の「奨学金規程」をご参照ください。

手続き一覧

No.	内容			
1)	奨学生および連帯保証人の届出事項に変更 (氏名、住所、勤務先、電話番号、メールアドレスなど)			
	提出書類 右記2点	(1)「変更届(奨学生本人)」(様式8) / 「変更届(連帯保証人)」(様式9) (2)添付書類：a. 氏名変更の場合 ⇒ 戸籍抄本 b. 住所変更の場合 ⇒ 住民票		
	備考	連帯保証人に関する届出事項の変更は奨学生が責任をもって把握し、変更届を提出してください。		
2)	奨学生の在学状況に変更 (休学、復学、退学、停学など)			
	提出書類	「変更届(奨学生本人)」(様式8)		
	備考	休学や停学の場合、「修学の中断期間」を明記してください。 休学中、停学中は、当年度に予定している貸与を行えません。		
3)	返還途中で一部または全額の繰上返還			
	提出書類	「繰上返還申込書」(様式11)		
	備考	繰上返還を希望する月の少なくとも2か月前までに提出が必要です。 受理後、繰上返還内容を事務文書にて通知します。		
4)	返還の猶予 (a. 災害の場合、b. 傷病の場合、c. その他の場合)			
	提出書類 右記2点	(1)「奨学金返還猶予願」(様式14)、(2)添付書類(下記参照)		
		猶予事由	添付書類	発行元
		a. 災害の場合	被災証明書、罹災証明書	市区町村長、消防署長
		b. 傷病の場合	診断書	医師
	c. その他の場合	① 在学延長 ⇒ 在学証明書 学校 ② 在学延長以外の場合はお問合せください		
備考	返還猶予を希望する月の少なくとも2か月前までに提出が必要です。 申請回数1回あたりの申請可能期間は、猶予事由が継続する期間内に限る 最長1年間です。(申請事由が継続する場合、重ねて最大3年間まで申請が 可能です。) 審査結果は奨学生および連帯保証人に通知します。			
5)	連帯保証人の変更 (死亡、その他の理由)			
	提出書類 右記3点	(1)「変更届(連帯保証人)」 (2)変更後連帯保証人の「印鑑登録証明書」(発行3か月以内) (3)変更後連帯保証人の収入証明資料1点 ① お勤めの方：「源泉徴収票」写し(前年分)又は「在職証明書」原本 ② 自営業の方：「納税証明書(その2)」原本(前年分) ※「納税証明書(その2)」は税務署の発行となります。その1～④まであり ますのでご注意ください。		
	備考	連帯保証人の変更の届出書は公開しておりません。お電話にてお問い合わせ ください。 新たな連帯保証人は、募集要項記載の「連帯保証人の要件」を満たす必要が あります。 審査結果は後日奨学生および新たな連帯保証人へ通知します。		

5. 完済

返還が完了したときは、奨学生および連帯保証人宛に「奨学金返還完了通知書」を送付します。ご住所の変更を奨学金事務局に届け出していない場合は通知をお届けできませんので、ご注意ください。

6. その他

1) 2年目貸与時の手続き（2年間の貸与で応募した貸与決定者）

- ・2年目貸与は、2年目の7月末頃に1年目と同額を指定口座に振込みいたします。2年目の3月中旬頃に「指定口座届」を奨学生のご自宅に送付しますので、4月以降に学校が発行した「在学証明書」と併せてご返送ください。

- ・**2年目貸与を受ける場合、当該振込み年度分の会費納入が必要です。**
- ・**期限までに必要書類を提出いただけない場合は、貸与ができません。**

- ・2年目貸与の辞退を希望する場合は、本会から送付する「辞退届」をご返送ください。「辞退届」の提出があった場合、もしくは期限までに書類の提出がなく本会が辞退とみなした場合は、2年目貸与予定年度の10月から返還が開始します。

2) 貸与期間1年間の決定者が2年目の貸与を希望する場合

- ・基本的に、1年間貸与決定者は1年目のみの貸与となります。新たに2年目貸与を希望する場合は、2年目の1月末までに、奨学金事務局にご連絡ください。ただし、必要書類のご提出を受け審査いたしますので、貸与できない場合があることを予めご了承ください。

3) 資格取得の確認

- ・貸与終了後に、資格取得の有無等の確認のご連絡をさせていただく場合があります。資格取得の有無は、返還条件等に一切影響いたしません。また、個別の結果を公表することはありません。ぜひご協力ください。

7. 奨学金借用証書の記入について

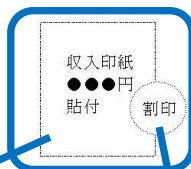
1) 記入例

様式 5

奨学金借用証書

会長 様

借用金額 金●●万円



訂正箇所には二本線を引き、誤った本人の実印を訂正印として押印し、余白に訂正後の字句を記入してください。

収入印紙は各自で購入して貼付し、消印(割印)をしてください。 ※ 認印可

私は、公益社団法人日本看護協会看護師学校養成所2年課程 (G)として上記金額を借用しました。ついては、貴会の規程を遵守し、計画書のとおり滞りなく返還します。

万一、奨学金返還計画書所定の奨学金の返還を怠ったときは、貴会からの通知催告がなくとも、当然に期限の利益を失い、貴会に対する債務残額の全額を直ちに支払うものとします。また、貴会から、一括返還請求等の法的措置をとられても異議ありません。

奨学生、連帯保証人ともに、「住所」「氏名」は「印鑑登録証明書」と一致している必要があります。(略字不可)

住所は都道府県より記入してください。

20XX年4月1日
20XX年X月に
20XX年7月に

西暦20XX年●月●●日

住所 東京都渋谷区神宮前〇-〇-〇
ナースハイツ201

氏名 看護 はな子

日本看護協会会員番号

1 2 3 4 5 6 7 8



応募時に提出した「誓約書」と同一人とし、必ず連帯保証人自身が署名捺印してください。(代筆は一切不可)

実印は印鑑登録した印で押印

【連帯保証人】※必ず連帯保証人自身が自署し、印鑑登録している印鑑を捺印する

私は、上記の奨学生本人が借用する奨学金について、本借用証書及び奨学金返還計画書を確認のうえ、奨学生本人の債務について保証し、奨学生本人が債務を履行しないときは、奨学生本人と連帯して履行する責任を負います。



氏名	姓(姓)	ニック	名(名)	タロウ
	漢字(姓)	日 看	漢字(名)	太 郎
生年月日	西暦 XXXX 年 XX 月 XX 日生		満 XX 歳	続柄： 実兄
現住所	〒XXX-XXXX 都道府県 東京 中央区晴海〇-〇-〇 シャイニングスクエア104			
電話番号	03 - XXXX - 1234	PCメールアドレス	abcd.xyz@〇〇.co.jp	
携帯電話	070 - XXXX - 5678	携帯メールアドレス	kan.taro@〇〇.ne.jp	
勤務先 いずれかにチェック	(名称)	株式会社 日本看護		所属部署
	(所属部署)	管理部		電話番号
	所属部署	〒104-XXXX 都道府県 東京 中央区晴海〇-〇-〇		03 - XXXX - 8543
<input type="checkbox"/> お勤め <input type="checkbox"/> 自営業				

いずれかにチェック

【自営業の場合】(名称)欄に業種(屋号がある場合は屋号)を記入してください。「所属部署電話番号」には、営業の拠点や営業用電話番号を記入してください。

2) 記入上の注意点

項目	注意点															
氏名・住所	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 奨学生、連帯保証人ともに「印鑑登録証明書」記載と一致している必要があります。 ※ 転居等で住所に変更があった場合、現住所の印鑑登録証明書をご提出ください。 ※ 氏名の漢字が、旧漢字で記載されている場合は、同様にご記入ください。 															
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 応募時に提出した「誓約書」と同一人とし、<u>必ず連帯保証人自身が署名捺印をしてください。</u>代筆は一切不可となります。 															
続柄	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 応募者本人からみた続柄をご記入ください。 【例】父、母、兄姉、弟妹、義父、叔父、知人、上司など 															
勤務先	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「お勤め」および「自営業」のいずれかに<input checked="" type="checkbox"/>を入れてください。 ▶ 「お勤め」の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務先名称は正式名称をご記入ください。源泉徴収票や在籍証明書の発行元となります。 ・ 所属先部署所在地も上記に準じてください。 ・ 派遣社員の方は、派遣元の会社名と所在地をご記入ください。 ▶ 「自営業」の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称欄に業種または屋号がある場合は屋号をご記入ください。 ・ 業種：「農業」、「製造業」、「情報通信業」、「飲食サービス業など」、「不動産業」など ・ 屋号（雅号）：「〇〇商店」、「〇〇ベーカリー」「〇〇事務所」、「〇〇院」および「ペンネーム」など 															
収入印紙	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 奨学生ご本人が収入印紙を用意し、借用証書に貼付してください。 ▶ 収入印紙には消印（割り印）を押印ください。 															
実印	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 実印は印鑑登録に登録している印鑑で押印ください。 ▶ 実印の印影が、薄い、重なっている、ぶれている、一部が欠損している、滲んでいるなどの印影は認められません。 ※ 別の紙に試し押しをし、鮮明に押せることを確認したうえで借用証書に押印ください。 <table border="1" data-bbox="422 1444 1380 1713"> <tr> <td style="text-align: center;">○ 正しい押し方</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">× 不備となる可能性が高い押し方</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">不鮮明</td> <td style="text-align: center;">にじみ</td> <td style="text-align: center;">重ね押し</td> <td style="text-align: center;">複数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </table>	○ 正しい押し方	× 不備となる可能性が高い押し方					不鮮明	にじみ	重ね押し	複数					
○ 正しい押し方	× 不備となる可能性が高い押し方															
	不鮮明	にじみ	重ね押し	複数												
訂正	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 記入を訂正される場合は、間違った部分に二重線を引き、二重線の上にご記入された本人の実印を押印してください。 ▶ 訂正には修正液、修正テープなどは使用や誤記入をした個所を削ることも認められません。 <table border="1" data-bbox="550 1915 1252 2072"> <tr> <td style="text-align: center;">訂正例</td> <td style="text-align: center;">【文字】 看護 日本</td> <td style="text-align: center;">【印】 </td> </tr> </table>	訂正例	【文字】 看護 日本	【印】 												
訂正例	【文字】 看護 日本	【印】 														

8. 奨学金返還計画書の記入について

1) 記入例

公益社団法人日本看護協会長 様

看護師学校養成所2年課程(通信制)進学者に対する奨学金の返還について、
下記のとおり計画書を提出いたします。

見本

見本は総額960,000円で作成しています
ので、ご自身の貸与額に置き換えて返還計
画を作成してください。

記入日

西暦 2023年 ●月 ●日

実印を押印ください。

奨学生氏名 看護 はな子

電話番号 090-5778-8543

実印



確認の連絡が出来る電話番号を
記入してください。

【借入金額】 960,000 円

【返還期間】 西暦 2023年 ●月 ~ 4年以内(最長48回)

【返還計画】

割賦方法については、1~3より希望する方法を○で囲んでください。

返還方法	返還期日	初回返還金額	通常回返還金額	返還回数 (初回含む)
1. 月賦返還	毎月1日	円	円	回
2. 半年賦返還	毎年 2月1日・8月1日			回
3. 月賦・ 半年賦の 併用	毎月1日			回
	毎年 2月1日・8月1日			回

返還計画の立て方は、①月賦、②半年賦、
③月賦・半年賦併用の3パターンです。
次頁からの「返還計画書の書き方」を
ご参照ください。

※ 訂正箇所には二本線を引き実印を訂正印として押印し、余白に訂正後の字句を記入してください。

※ 繰上返還を希望する場合は「奨学金繰上返還申込書」を提出してください。

2) 返還計画の作成

- (1) 口座振替日は毎月 1日 (土日祝日の場合、翌営業日) となります。
- (2) 見本は総額 960,000 円で返還計画を作成していますので、ご自身の貸与総額に置き換えて返還計画を作成してください。
 ※2 年間貸与の場合は 2 年分の合計金額となります。

■月賦返還の場合■

- ① 毎月定額の返還となります。
- ② 各月の返還額は、奨学金返還総額の 48 分の 1 以上となっております。
- ③ 割り切れない金額がある場合は、初回返還金額で調整してください。

返還方法	返還期日	初回返還金額	通常回返還金額	返還回数 (初回含む)
1. 月賦返還	毎月 1 日	20,000 円	20,000 円	48 回
2. 半年賦返還	毎年 2月1日・8月1日		円	回
3. 月賦・半年賦の併用	毎月 1 日	円	円	回
	毎年 2月1日・8月1日	円	円	回

$20,000 \times 48 \text{ 回} = 960,000 \text{ 円}$

■半年賦返還の場合■

- ① 毎年 2 月と 8 月の年 2 回、定額の返還となります。
- ② 割り切れない金額がある場合は、初回返還金額で調整してください。

返還方法	返還期日	初回返還金額	通常回返還金額	返還回数 (初回含む)
1. 月賦返還	毎月 1 日	円	円	回
2. 半年賦返還	毎年 2月1日・8月1日	50,000 円	130,000 円	8 回
3. 月賦・半年賦の併用	毎月 1 日	円	円	回

$\text{初回 } 50,000 \text{ 円} + (130,000 \text{ 円} \times 7 \text{ 回 (初回除く)}) = 960,000 \text{ 円}$

■月賦・半年賦の併用返還の場合■

- ① 毎月定額と半年賦の2月、8月の年2回は、定額の金額に加算されます。
 ② 月賦返還回数により半年賦の回数が異なりますのでご注意ください。

月賦回数 (初回を含む)	半年賦の回数	月賦回数 (初回を含む)	半年賦の回数
1 ~ 4	0	35 ~ 40	6
5 ~ 10	1	41 ~ 46	7
11 ~ 16	2	47 ~ 48	8
17 ~ 22	3		
23 ~ 28	4		
29 ~ 34	5		

※ 表の見方
 総返還回数（左記「月賦回数」）
 が30回の場合、半年賦の回数は
 5回以内です。

返還方法	返還期日	初回返還金額	通常回返還金額	返還回数 (初回含む)
1. 月賦返還	毎月1日	円	円	回
2. 半年賦返還	毎年 2月1日・8月1日	円	円	回
3. 月賦・ 半年賦の 併用	毎月1日	50,000円	10,000円	48回
	毎年 2月1日・8月1日	55,000円	55,000円	8回

① 月賦分：初回 50,000円 + (10,000円 × 47回 (初回除く))
 = 520,000円

② 半年賦分：初回 55,000円 + (55,000円 × 7回 (初回除く))
 = 440,000円

①520,000 + ②440,000 = 960,000円

9. 奨学金規程

看護師学校養成所 2 年課程(通信制)進学者に
対する奨学金規程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本看護協会(以下「本会」という。)が貸与する看護師学校養成所 2 年課程(通信制)進学者に対する奨学金に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学金及び奨学生)

第 2 条 この規程において奨学金とは、本会が次条に定める資格を有する者に学資及び生計費として貸与するものをいい、奨学金の貸与を受ける者を奨学生という。

(奨学生の資格)

第 3 条 奨学生は、日本国民であって保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)による准看護師の免許を有する心身ともに健全な者で、次の各号に該当しなければならない。

- (1)本会の会員である者
- (2)看護師学校養成所 2 年課程(通信制)に在籍している者

(奨学金の貸与期間及び金額)

第 4 条 奨学金を貸与する期間は、1 年間又は 2 年間とする。
2 奨学金の貸与額は、年額 36 万円又は 48 万円とする。

第 2 章 奨学生の決定及び奨学金の交付

(募集)

第 5 条 奨学生の募集は、公に行うものとする。

(願書の提出)

第 6 条 奨学金希望者は、願書・履歴書に必要書類を添えて本会に提出しなければならない。

2 連帯保証人は 1 名とし、次の各号の要件を備える者とする。

- (1)一定の職業を持ち、安定した収入を得ていること
 - (2)他の連帯保証人となっていないこと
 - (3)国内に住所を有すること
 - (4)奨学生との連絡が確保されること
- 3 奨学金希望者で、他の借入がある者は、借入返済計画表を本会に提出するものとする。

(奨学生の決定)

第 7 条 会長は、申込期日までに到着した願書・履歴書等により会員歴の長短等を基準に奨学生を決定し、奨学金希望者及び連帯保証人に通知する。

2 奨学生の決定に必要な事項は、会長が別途募集要項に定める。

(奨学金借用証書の提出)

第 8 条 奨学生は、貸与を受ける奨学金の全額について、奨学生及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添え、奨学金借用証書を連帯保証人と連署のうえ、期日までに本会に提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第 9 条 奨学金は、年額を 1 年ごとに一括交付する。

(奨学金受領書の提出)

第 10 条 奨学金の交付を受けた奨学生は、直ちに奨学金受領書を本会に提出しなければならない。

(奨学生の義務)

第 11 条 奨学生、又は奨学生であった者は、受講修了後に就職した場合、本会の求めに応じて、在職を証明する書類を本会に提出しなければならない。

(受講中止による奨学金の取扱)

第 12 条 奨学生が、受講を中止したときは、奨学金を遅滞なく返還しなければならない。

(変更の届出)

第 13 条 奨学生、又は奨学生であった者で奨学金返還未済の者が、次の各号の一に該当するときは、直ちに本会に届け出なければならない。この場合、第 4 号の規定による連帯保証人にかかる届出については当該連帯保証人と、第 5 号の規定による届出については新たな連帯保証人と連署するものとする。

- (1)第 3 条に定める奨学生の資格を喪失したとき
- (2)修学を長期にわたって中断し又は再開したとき
- (3)停学その他の処分を受けたとき
- (4)奨学生、又は連帯保証人の氏名、住所、又は職業その他の重要な事項に変更があったとき
- (5)連帯保証人を変更したとき

(死亡の届出)

第 14 条 奨学生、又は奨学生であった者が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は死亡診断書を添えて奨学生死亡届を遅滞なく本会に提出しなければならない。

(奨学金の辞退)

第 15 条 奨学生は、奨学金の貸与を辞退するときは、奨学金辞退届を本会に提出しなければならない。

2 奨学金の貸与を辞退する者は、次の各号の一に掲げる必要書類を本会に提出しなければならない。

- (1)奨学金辞退届
- (2)2 年目の貸与を辞退する者にあつては、奨学金借用変更証書

(貸与の休止及び身分の喪失)

第 16 条 奨学生が、修学を長期にわたり中断するときは、奨学金の交付を休止する。

2 奨学生が、次の各号の一に該当するときは奨学生の身分を喪失する。

- (1)死亡したとき
- (2)心身の障害により、修学の継続ができないとき
- (3)奨学金の交付を辞退したとき
- (4)第 3 条に定める奨学生の資格を喪失したとき
- (5)休学期間が 1 か年を超えるとき
- (6)その他奨学生として適当でないと本会が認めたとき

(貸与の再開)

第 17 条 本会は、前条第 1 項により奨学金の貸与を休止された者について、その事由が解消したと認めたときは、休止された者の願書により貸与を再開することができる。

(利息)

第 18 条 奨学金の貸与は無利息とする。

第3章 奨学金の返還

(奨学金の返還)

- 第19条 奨学生は、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6か月後に返還を開始しなければならない。
- 2 返還の期間は最長48か月以内とし、一括、又は割賦により、貸与された奨学金の全額を返還しなければならない。
- 3 奨学金の返還は、奨学金返還計画書に基づき、奨学生本人名義の口座からの自動引落としによらなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、奨学金の返還は奨学生であった者の都合により、繰り上げて行うことができる。繰り上げ返還を希望する者は、繰上返還申込書を提出しなければならない。
- 5 第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、奨学生であった者が次の各号の一に該当すると本会が認めるときは、貸与した奨学金の全部、又は一部について繰り上げて返還させることができる。
- (1) 奨学金の貸与の目的以外に使用したとき
- (2) いつわりの申請その他不正の手段によって貸与を受けたとき
- (3) その他奨学生として適当でない行為があったとき
- 6 本人に返還できない事由が生じたときは、連帯保証人が返還しなければならない。

(返還の督促)

- 第20条 奨学生であった者が、奨学金の返還を延滞したときは、毎月返還を督促する。
- 2 前項の規定による督促は、次の各号の一に該当するときは、その者の連帯保証人にも行う。
- (1) 奨学生であった者の所在が知れないとき。
- (2) 前項の規定による督促を3か月重ねても、奨学生であった者が奨学金を返還しないとき。
- (3) その他特別の事情があるとき。

(返還の強制)

- 第21条 奨学金の返還を延滞している奨学生であった者、又は連帯保証人が、前条に規定する督促を重ねても、延滞している奨学金を返還しないとき、又はその他特別の必要があると認められるときは、民事訴訟法に定める手続により、返還未済額の全額の返還を確保するものとする。
- 2 前項に規定する手続を行っても、返還未済額の全額を確保することができないとき、又はその他特別の必要があると認められるときは、民事執行法その他の法令に定める手続により、返還未済額の全額の返還を確保するものとする。
- 3 前2項に規定する手続に要した費用は、奨学生であった者等の負担とする。

(延滞金)

- 第22条 本会は、奨学金の返還が著しく遅延したときは、奨学生若しくは奨学生であった者又は連帯保証人より、延滞金を徴収することができる。

(奨学金の返還猶予)

- 第23条 奨学生であった者が次の各号の一に該当すると本会が認めるときは、奨学金の返還を猶予することができる。
- (1) 災害、又は傷病により返還することが困難になったとき
- (2) その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったとき
- 2 返還猶予の期間は1年以内とし、さらに事由が継続すると本会が認めるときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、猶予できる期間は通算して3年を限度とする。

(返還猶予の願出)

- 第24条 前条の規定により、奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その理由を証明することのできる書類を添え、連帯保証人と連署のうえ、奨学金返還猶予願を本会に遅滞なく提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

- 第25条 本会は、奨学金返還猶予願の提出があったときは、内容を審査のうえ、対応を決定し、その結果を本人及び連帯保証人に通知するものとする。

第4章 返還免除

(返還免除)

- 第26条 本会は、奨学生、又は奨学生であった者が次の各号の一に該当するときは、奨学金の返還未済額の全部、又は一部の返還を免除することができる。
- (1) 死亡したとき
- (2) 精神、又は身体の障害により労働能力を喪失し返還不能となったとき
- (3) その他やむを得ない事由により、返還不能となったとき

(返還免除の願出)

- 第27条 前条の規定により、奨学金の返還免除を受けようとするときは、奨学生若しくは奨学生であった者又は相続人は、その理由を証明することのできる書類を添え、連帯保証人と連署のうえ、奨学金返還免除願を本会に提出しなければならない。

(返還免除願出の期限)

- 第28条 奨学金返還免除願は、返還不能の理由が生じたときから3か月以内に提出しなければならない。ただし、特別の事情があったと本会が認めるときは、さらに1年を超えない範囲で期限を延長することができる。

(返還免除の決定)

- 第29条 本会は、奨学金返還免除願の提出があったときは、内容を審査のうえ、対応を決定し、その結果を本人、相続人及び連帯保証人に通知するものとする。

第5章 雑則

(実施細則)

- 第30条 この規程の実施について必要な事項は別に定める。

(規程の変更)

- 第31条 この規程における変更は、理事会の決議により行わなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成20年11月20日に制定し、平成20年12月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成21年11月20日に改正し、平成21年12月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成22年11月18日に改正し、平成22年12月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成24年11月16日に改正し、平成25年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成25年9月18日から施行する。
- 1 この規程は、平成27年2月27日に改正し、平成27年4月1日から施行する。



★MYDATA★

氏名		奨学生番号	
貸与年度	年度	借入金額	円
返還期間	西暦	年 月 1日 ~ 西暦	年 月 1日

ご自身で記入してください。お問い合わせの際は奨学生番号をご準備ください。

★メモ★

《 各種書類提出先・問い合わせ先 》

各種書類提出先	〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2 公益社団法人 日本看護協会 管理部業務 2 課 奨学金事務局 宛
お問い合わせ先	 03-5778-8543 受付時間（平日のみ） 9:00～12:00、13:00～17:00
管理部 業務 2 課 奨学金事務局	 shogakukin@nurse.or.jp  03-5778-5601